

9月定例町議会

条例の一部改正や補正予算が可決

9月10日から21日までの12日間を会期として、9月定例町議会が開催されました。

今議会では、条例の一部改正や補正予算など6議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

また、各会計の平成15年度歳入歳出決算認定については、決算特別委員会へ付託され継続審議となりました。

(一般質問は次号掲載予定)



議案

▼特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

行政改革の一環として、町長以下三役の給料について引下げを行った。

・給料(月額)

町長 760,000円

助役 607,000円

収入役 584,000円

▼平成16年度一般会計補正予算

国庫支出金、県支出金、繰入金及び前年度繰越金等を財源として、人事異動に伴う人件費の組み替えを行うほか、介護保険特別会計繰出金、支給対象児童の拡大に伴う児童手当、東陽病院組合負担金、道路維持及び道路新設改良費、栗山川漁港入口排水ポンプ改修工事、横芝小耐震補強設計委託料など1億2,232万1千円を追加し総額52億8,724千円とした。

▼平成16年度老人保健特別会計補正予算

国・県支出金及び前年度繰

越金を財源として、平成15年度に過大交付された支払基金交付金の返還のほか、過大繰入れされた一般会計繰入金金の返還を行うため、2億6,344万4千円を追加し、総額12億3,552千円とした。

▼平成16年度農業集落排水事業特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額から86万2千円を減額し、総額81万6千1百3千円とした。予算の概要は、歳入において農業集落排水事業補助金及び農業集落排水事業債を減額し、一般会計繰入金を増額した。

また、歳出においては、調査設計委託料を減額する一方、県道舗装本復旧負担金を増額した。

▼平成16年度介護保険特別会計補正予算

前年度の介護給付費に係る法定負担分の精算の結果、国・県及び社会保険診療報酬支払基金からの追加交付と一般会計への返還が生じたため、介護給付費準備基金積立金の追加等と併せた予算の組

み替えを行うほか、介護認定システムの更新に伴う行政組合負担金など7億1,266千円を追加し、総額6億6,636万6千円とした。

▼教育委員会委員の選任

10月2日をもって任期満了となる教育委員、小川芳郎氏(東町)を引き続き選任するとともに、鈴木泰治氏及び高野敏子氏の後任として、海保正子氏(屋形)及び佐久間和夫氏(木戸台)を選任することに同意した。

▼平成15年度一般会計歳入歳出決算認定

▼平成15年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

▼平成15年度老人保健特別会計歳入歳出決算認定

▼平成15年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

▼平成15年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定

これら5会計の決算認定については、決算特別委員会へ付託し継続審議とした。

認定

◆平成15年度一般会計歳入歳出決算認定

◆平成15年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

◆平成15年度老人保健特別会計歳入歳出決算認定

◆平成15年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

◆平成15年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定

これら5会計の決算認定については、決算特別委員会へ付託し継続審議とした。

◆平成15年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定

◆平成15年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

◆平成15年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

◆平成15年度老人保健特別会計歳入歳出決算認定

これら5会計の決算認定については、決算特別委員会へ付託し継続審議とした。